# 広島県広島港地方港湾審議会議事録

１　日　　時　　平成３０年１月２９日（月）　10：00～10：33

２　場　　所　　広島市中区基町 10-52
　　広島県庁北館４階第３委員会室

３　出 席 委 員

| | |
|---|---|
| 広島大学大学院教授 | 土　田　　孝 |
| 広島大学大学院教授 | 山　本　民　次 |
| 広島市立大学国際学部教授 | 寺　田　英　子 |
| ＹＯＫＡ企画代表 | 三 好 久 美 子 |
| 広島市漁業協同組合代表理事組合長 | 米　田　輝　隆 |
| 広島県倉庫協会会長（代理） | 中　塚　章　仁 |
| 広島県内航海運組合理事長（代理） | 末　光　文　明 |
| 広島県旅客船協会会長 | 仁　田　一　郎 |
| 全日本海員組合中四国地方支部長 | 斎　藤　　洋 |
| 広島県議会議員 | 中　本　隆　志 |
| 広島県議会議員 | 沖　井　　純 |
| 広島県議会議員 | 宮　崎　康　則 |
| 広島市議会議員（議長） | 永　田　雅　紀 |
| 広島市議会議員（副議長） | 山　田　春　男 |
| 広島市議会議員（建設委員長） | 森　畠　秀　治 |
| 中国財務局長（代理） | 輿　石　正　美 |
| 広島税関支署長 | 安　東　芳　也 |
| 広島検疫所長 | 笠　松　美　惠 |
| 神戸植物防疫所広島支所長 | 今　井　潤　一 |
| 中国運輸局長（代理） | 永　見　慎　吾 |
| 広島海上保安部長（広島港長） | 田　原　稔　啓 |
| 中国地方整備局長（代理） | 正　岡　　孝 |
| 広島県土木建築局空港港湾部長 | 宮　津　智　文 |
| 広島市副市長 | 岡　村　清　治 |
| 広島市都市整備局長 | 山　地　正　宏 |
| 廿日市市長（代理） | 河　崎　勝　也 |
| 海田町長 | 西　田　祐　三 |
| 坂町長 | 吉　田　隆　行 |

委員２９名中２８名出席（代理出席６名含む）

４　議　　題　　広島港港湾計画の変更（軽易な変更）について

５　担 当 部 署　　広島県土木建築局港湾漁港整備課港湾計画グループ
TEL（０８２）５１３－４０２５（ダイヤルイン）

６　会議の内容
（１）開会
（２）港湾管理者挨拶
（３）委員紹介
（４）議事

会　　長　本日は，委員の皆様方には，お寒い中，また，年度末のお忙しいところ，当審議会に御出席いただきましてまことにありがとうございます。

ぜひ皆様の御協力をいただき、あるいは活発に御意見をいただいて，審議会を進めさせていただきたいと思っております。

本日の議案は宇品・出島地区の土地利用計画に関しての港湾計画の変更ということになっております。

皆様方におかれては，それぞれの御専門あるいはお仕事の立場から忌憚のない御意見をいただき，審議を進めたいと思いますので，御協力よろしくお願いいたします。

本日の審議会は，委員 29 名中 28 名の委員が出席しておられますので，広島県広島港地方港湾審議会条例第7条の規定により，この審議会は有効に成立しております。

それでは，議事に入らせていただきます。

議案は，広島港港湾計画の変更についてでございます。

本件は，お手元の資料 4 に諮問書の写しがございますが，平成 29 年 12 月 15 日付で広島県知事から当審議会に諮問されたものでございます。

それでは，内容につきまして，事務局から説明をお願いします

事　務　局　それでは，広島港港湾計画の変更案につきまして、前の画面で御説明いたします。

お手元にも，カラー版の資料-7 になりますが，お配りしていますので，あわせてごらんください。

初めに，広島港の概況について説明させていただきます。

皆様御承知のとおり，広島港は太田川のデルタに開かれた天然の良港とし

て，瀬戸内海における海上交通の要衝としての役割を果たしてきており，背後地域は西から廿日市市，広島市，海田町，坂町と 4 市町にまたがり，その港湾区域は 7,320ha と，広大な水域を有しております。

広島港は，中国・四国地方の拠点的な港湾として，また，自動車産業を中心都市する地域産業の海外との重要な貿易拠点としての役割を果たしてきており，平成 23 年 3 月の港湾法改正により，国際拠点港湾として，その重要性が増してきております。

次に，広島港の取扱貨物量について紹介します。

グラフは広島港全体の取扱貨物量の推移を示しております。

平成 21 年には世界的経済危機の影響により取扱貨物量の減少がございましたけれども，平成 28 年には約 1,447 万トンまで回復しているところでございます。

貨物の特徴ですが，自動車関連産業を中心とした貨物が広島港全体の約 53％を示しております。

下の円グラフをごらんください。

輸出では完成自動車と自動車部品で約 93％を占めており，移出においても自動車関連産業の貨物が約 58％と非常に多いのが特徴でございます。

輸入については，背後圏のエネルギー需要を支える LNG が多くを占めております。また，輸出・輸入で周辺の島嶼部との物流を担うフェリー貨物が多くを占めております。

次に，広島港のコンテナ取扱貨物量についてでございます。

コンテナ貨物についても近年増加傾向にあり，平成 28 年は過去最高の 25 万 7,000TEU を記録いたしました。

なお，港湾別のコンテナ取扱量としては全国 11 位の取扱量となっております。

ここからは，広島港での機能強化の取り組みについて若干御説明させていただきます。

まずは，平成 26 年 12 月に本審議会で御審議いただいた宇品地区の公共埠頭計画や大規模地震対策施設計画でございます。

自動車運搬船の大型化や完成自動車の輸出増大に対応し，地域基幹産業の国際競争力の維持・強化を図るため，平成 27 年度に直轄事業として着手し，整備を進めてきているところでございます。

次に，海田地区でございます。

海田地区コンテナターミナルの岸壁は，1984 年の供用から約 30 年以上にわたり，自動車部品等を高頻度に取り扱い，老朽化が進んでいることから，老朽化対策事業として施設の延命化を図ってきております。

また，自動車部品等のコンテナ貨物の増加に対応するため，荷役機械の増設も行っております。

次に，港湾運営の民間化の取り組みについてでございます。

広島港出島地区及び海田地区コンテナターミナルの運営に，平成 29 年 4 月から港湾運営会社制度を導入いたしました。

この制度の導入により，港湾運営会社が民間の経営手法を生かし，船会社，荷主への精力的な営業活動や港湾施設の効率的な維持・管理，得られた収益を原資とした利用料金の値下げや新たな設備投資を行うなど，柔軟性のある運営を行うことができ，航路拡充や取扱貨物量の増加が期待されております。

次に，臨海部の物流ネットワークの整備について御説明させていただきます。

臨港道路廿日市草津線は，広島湾岸を結ぶ道路として、広島西部都市圏の都市機能改善や地域発展に寄与し，また，港湾物流の効率化に重要な役割を果たしており，現在 4 車線化の整備を進めております。

平成 29 年 2 月には，下の航空写真の青い線で示す新八幡川大橋を含む約 1.6km 区間を 4 車線で供用開始いたしました。

赤い線で示す広島はつかいち大橋を含む区間につきましては，今月 20 日に事業着手し、整備を進めてきているところでございます。

次に，クルーズ客船の誘致ついてでございます。

右上のグラフは広島港におけるクルーズ客船の寄港回数と外国人乗客数の推移を示しております。

従前から受け入れを行っている宇品地区に加え，平成 27 年度から五日市地区での受け入れを開始いたしました。

広島港全体で，平成 28 年度は 51 回，平成 29 年年度の見込みは 50 回となっており，外国客船が増加傾向であり，それに伴い外国人乗客数も急増しております。

次に，交流・賑わい機能の強化について御説明させていただきます。

宇品地区では、低利用となった上屋等を活用し、民間事業者のノウハウや民間活力を生かしたにぎわい施設の利用転換を進め、にぎわい創出を図っており

ます。

また，全体延長 1,200m と、西日本最大級の人工海浜である坂地区のベイサイドビーチ坂においては，海水浴シーズンには毎年数万人が訪れるとともに，ビーチバレーなどのビーチスポーツによるにぎわいづくりが進められております。

以上，広島港の概況や機能強化の取り組みについて御紹介させていただきました。

続きまして，本日御審議いただく資料 5「広島港港湾計画書（案）」の内容について御説明いたします。

初めに，港湾計画の定義などについて，簡単に説明させていただきます。

港湾計画でございますが，港湾計画は，港湾法の規定により，港湾管理者が港湾計画を策定し，地方港湾審議会に諮問して意見を聞くこととなっております。

また，港湾計画で定める事項についても港湾法施行令にて規定されており，港湾開発などの方針，取扱貨物量などの能力，港湾施設の規模及び配置，環境の整備及び保全，港湾の効率的な運営などに関する事項などについて定めることとなっております。

なお，審議会に諮問いたします港湾計画は，その計画変更の内容により，計画を全面的に見直す「改訂」と部分的に見直す「一部変更」，変更の規模が小さい「軽易な変更」の 3 種類があり，本日御審議していただく案件は，港湾法施行規則の規定により，変更の規模が小さい「軽易な変更」となります。

なお，「軽易な変更」の場合，本審議会の諮問，答申を受けた後，国土交通大臣へ港湾計画を送付した後，公示することとなります。

今回の変更内容ですが，宇品・出島地区の土地利用計画の変更を行うものです。

今回御審議いただく変更箇所を赤で示しております。

今回の変更は，広島市出島地区にある広島特別支援学校の増築に対応するため，赤で示す箇所の土地利用について，広島市から見直しを行うよう要請があったことから，これに対応するものでございます。

詳しくは次のページから御説明させていただきます。

出島地区の特別支援学校は，平成 24 年度に開校した後，在籍児童・生徒数が急激に増加しており，平成 34 年度には現状の本校舎仮設校舎では対応がで

きなくなると見込まれていることから，良好な教育環境を確保することが緊急の課題となっております。

赤色で示した変更箇所は，稼働停止している広島市の出島汚物処理場用地であり，港湾計画の土地利用計画は交流厚生用地として位置づけておりますが，平成 34 年度の供用を目指して校舎等を増築できるよう，土地利用計画の変更について，広島市からこのたび要請がございました。

ここで，参考として，広島特別支援学校の概要について御紹介させていただきます。

正式名称は「広島市立広島特別支援学校」で，知的障害のある小学部・中学部・高等部の児童・生徒さんを対象とした特別支援学校です。

小中学校にも知的障害を対象とした特別支援学級がありますが，支援学校の小・中学部にはその児童・生徒さんより知的障害が重度である児童・生徒さんが在籍され，高等部にはこれらの生徒さんに加え中学校まで特別支援学級に在籍していた知的障害のある生徒さんが入学されております。

広島市立広島特別支援学校のような知的障害を対象とする特別支援学校は県内に 12 校あり，それぞれの学校が受け持つ就学区域の児童・生徒さんを受け入れております。

広島特別支援学校はピンク色の中区・東区・南区・西区・安芸区が就学区域となっております。

土地利用計画の変更内容の詳細でございますが，左が既定計画，右が変更計画案となっております。

変更箇所の既定計画の土地利用計画は，交流活動を推進する施設やレクリエーション活動の用に供する施設等の用地として，交流厚生用地として位置づけられております。

今回，この用地について，広島市からの要請を踏まえ，赤で示した 1.5ha を都市機能用地に変更したいと考えております。

お配りしております資料５の広島港港湾計画書（案）に，これまで御説明いたしました内容を，計画書の記載方法に従って記述させていただいております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

会　　長　ただいまの説明について御意見，御質問等がございましたらお願いいたしま

す。

委　　員　一つだけ質問ですが，交流厚生用地から都市機能用地に用途変更するということに反対ではありません。

その一方で，この場所にいわゆる教育施設を建設するということは，中長期的な土地利用を考えたときに，決して望ましい選択ではないと考えています。

その学校の周辺が中長期的に，5 年，10 年先を考えると、恐らく事業所あるいはコンテナ貨物等々を取り扱う，物流に特化したエリアの中に，孤島のように施設が配置されることになるので，その状況は，写真あるいはコンピューターグラフィックスだけではイメージしづらいものだと思います。

この点について広島市がきちんと理解しているのかどうか，質問をお願いします。

会　　長　いかがでしょうか。中長期的にはどうなるのかということだったと思いますが。

事　務　局　今の交流厚生用地の中に支援学校を位置づけるということが 1 点と，もう一つは物流機能に隣接した状態での配置について将来的にはどうなのかという御質問だと思います。

まず，交流厚生用地の中に支援学校を位置づけるということについてお答えします。

今の交流厚生用地のにぎわいの方針につきましては，宇品地区から出島地区につながる水際線を生かした交流の場を提供することでにぎわい創出を図ろうということを考えております。

今回，そのにぎわいの空間の一部に特別支援学校を増築するということでございます。

新たな学校が来るということでございますので，新たに人流を誘発することも考えられると私どもは考えております。

そういった面で，土地利用の方向性は大きくは変わらないと捉えているところでございます。

また，増築する校舎等において，地域の方々との交流を図るイベント等も計画されているというふうに，広島市からは聞いております。

もう一点，物流との隣接ということですが，これにつきましては，宇品内港に面したエリアがそういう人々の入り込むにぎわいのエリアで，出島の西側のエリアが

物流エリアでございますので，大きくはゾーニングの中で分離されているということと，もう一つ，動線の確保ということでございまして，今，宇品内港から出島の埋立地に向かう臨港道路がございますが，それに加えて計画で高架道路を位置づけておりますので，それらの計画によって物流とにぎわいとの調和が図れると考えているところでございます。

会　　長　今の回答ですが，いかがでしょうか。

委　　員　この場所をあえて選んで，そこに建設したいという御意向のようですので，特に反対はいたしません。

会　　長　それでは，ほかに御意見ございませんでしょうか。

委　　員　（質問・意見なし）

会　　長　それでは，ほかに御意見がないようですので，この答申案につきまして，原案通り適当と認める答申をしたいと思いますが，いかがでしょうか。

委　　員　異議なし

会　　長　異議がないようでございますので，原案を適当と認めるとの答申をすることといたします。

答申案につきましては，事務局において作成させ，私が確認をした上で知事に答申することにしたいと思います。

以上をもちまして本日の審議を終了することといたします。

事　務　局　委員の皆様には，港湾計画の変更につきまして御審議をいただき，またご承認賜りましてまことにありがとうございます。

本日御審議いただいた港湾計画の変更につきましては，港湾計画書及び審議会答申文書を国土交通大臣に送付後，県報告示いたします。

その後，特別支援学校の建設主体である広島市において，建築に向けた手続きを進めると伺っております。

今後とも広島港の港湾機能の強化を図り，地域経済の活性化に貢献していきたいと考えておりますので，皆様の一層のご支援をお願いいたします。

これをもちまして広島県広島港地方港湾審議会の全日程を終了させていただきます。ありがとうございました。

閉会　10:33

7　会議の資料名一覧

（1）広島県広島港地方港湾審議会次第

（2）広島県広島港地方港湾審議会名簿

（3）広島県広島港地方港湾審議会配席図

（4）「広島港港湾計画の変更について」諮問書の写し

（5）広島港港湾計画書（案）軽易な変更

（6）参考法令

（7）広島港地方港湾審議会資料（パワーポイント縮小版）